

## (栃木県) イベント開催 F A Q

2021.12.9現在

		質問内容	回答
イベントの考え方	1	イベントに当たるかどうか、どのように判断すればよいですか。	<p>イベントに当たるかどうかは、内容や参加者、実施方法などにより主催者が判断することになります。</p> <p>イベントと判断する目安として、「事前予約制・チケット販売・時間指定等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等」が挙げられますので参考にしてください。</p> <p>〔例〕</p> <p>特定の委員が出席する会議や協議会は、不特定多数の集客には当たらないため、イベントではないと考えられます。</p>
大声の判断	2	大声「あり」、「なし」はどのように判断しますか。	<p>「大声」を「観客等が①通常よりも大きな声量で、②反復、継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する、または必要な対策を十分に施さない場合、「大声あり」と判断します。</p> <p>〔大声の例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観客間大声・長時間の会話</li> <li>・スポーツや音楽イベント等での、反復・継続的に行われる応援歌などの合唱（得点時の一時的な歓声等は必ずしも大声に当たらない。）</li> </ul> <p>「スポーツイベントであればすべて大声あり」などと判断されるものではありません。</p>
参加者数の考え方	3	参加人数に主催者は含めますか。	<p>主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合は、参加者のみの人数（主催者は含めない）で判断してください。</p> <p>主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合は、両者を合計した人数（主催者を含む）で判断してください。</p> <p>〔例〕</p> <p>プロスポーツの選手と観客：明確に分かれている。</p> <p>展示会的主催者と来場者：明確に分かれていない。</p>

## (栃木県) イベント開催 F A Q

2021.12.9現在

	質問内容	回答
参加者数の考え方	4 複数会場で開催する場合、参加人数は合計で考えますか。	<p>会場が分かれている場合は会場ごとの人数で判断してください。5,000人を超える会場がある場合は「5,000人超のイベント」となります。</p> <p>同一施設内の会場であっても、入退場口が異なり、人の流れが厳密に管理できる場合は、会場が分かれていると考えられます。</p> <p>一方で、別々に入退場管理をせず、自由に移動できる場合は、会場全体の人数で判断してください。</p> <p>〔例〕</p> <p>同一の展示場で、家具展と絵画展など入退場口の異なる複数の展示会が開催される場合：各展示会の参加人数で判断</p> <p>同一の展示場で、自由に移動できる複数のブースにより講習会が開催される場合：会場全体の参加人数で判断</p>
	5 複数日に渡り開催する場合、参加人数は延べ人数で考えますか。	<p>延べ人数ではなく、1日当たり（入替制の場合は1回当たり）の人数としてください。開催期間中1日（または1回）でも5,000人を超える場合は、「5,000人超のイベント」と判断してください。</p> <p>〔例〕</p> <p>午前4,000人、午後3,000人の入替制のイベント：5,000人以下のイベント</p> <p>1日目2,000人、2日目2,000人、3日目2,000人のイベント：5,000人以下のイベント</p>
	6 1日（または1回）当たりの参加人数はどのようにカウントしますか。	<p>入退場管理により参加者数が特定できる場合は、会場に同時に滞在する最大の参加者数で判断してください。会場に同時に滞在する人数がわからない場合は1日の延べ人数で判断してください。</p> <p>〔例〕</p> <p>入退場口がなく参加自由なお祭り：1日の延べ人数で判断</p> <p>チケット制で午前2,500人、午後3,000人のコンサート：同時に滞在する人数で判断（同時に滞在する最大人数が3,000人のため、5,000人以下のイベント）</p>

## (栃木県) イベント開催 F A Q

2021.12.9現在

		質問内容	回答
参加者数の考え方	7	花火大会やマラソンなど開催場所を区切ることができない場合、周辺の観覧客は参加者に含めますか。	イベントの内容、実施方法等から、主催者が判断してください。 一般的に参加者と観覧客を区別することが難しいと判断されるような場合は、周辺を含めた参加者数の予測や対策が必要になります。
開催の判断	8	県が感染防止安全計画を確認した結果、開催中止の判断をすることはありますか。	県は、イベント開催に当たり基本的な感染防止対策が行われるかを感染防止安全計画により確認し、必要に応じて助言を行います。 イベント開催の可否については、県の確認結果を踏まえ、主催者が判断してください。
公表	9	HPがない場合、チェックリストの公表はどのように行えばよいですか。	参加者等がチェックリストを自由に確認できるようにしてください。 〔例〕チェックリストを会場入口に掲示する。
開催後の対応	10	結果報告書の提出が必要になるのはどのような場合ですか。	次のうちいずれかに該当する場合に提出してください。 ・感染防止安全計画を策定したイベント ・クラスターの発生、感染防止策の不徹底など問題が発生したイベント 問題が発生した場合は、感染防止安全計画の策定の有無に関わらず、速やかに県担当課に連絡してください。
	11	問題がおきた場合、どのような対応がとられるのですか。	県は、結果報告書の内容を確認し、実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間、問題が発生したイベントの主催者が開催するイベントについて、人数制限の緩和を行わない等の要請を検討します。 また、関係府省庁に問題が発生したイベント主催者の情報を共有します。（関係府省庁は各都道府県に情報を共有します。）